

**令和4年5月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和4年5月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

令和4年5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和4年5月20日（金） 午前9時55分～午前11時20分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英  
主 任 中山 弘美

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 令和3年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び4年度の活動計画について

2. 令和5年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について

3. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

### 土地に関する議題

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第34号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第12号 許可申請の取下願について

## 令和4年5月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時55分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 通常総会に続きまして、定例総会を開催いたします。まず、総会の開会に先立ち、本日配付しています資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面：前回の定例農家相談会の開催結果と次回の日程）、それから、2022年農業委員会活動記録セットになります。

それでは、恒例の活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から5月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 令和4年度通常総会に引き続きまして、5月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は16名全員が出席していますので、総会が成立していることを報告いたします。本日の議事録署名委員は、1番の大西委員と5番の横井委員をお願いいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農政に関する議題として、議題1「令和3年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び4年度の活動計画について」、議題2「令和5年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について」、議題3その他です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「令和3年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び4年度の活動計画」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前に送付しています資料の中で、「令和3年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び4年度の活動計画について」という3部クリップで留めている資料をお手元にご用意ください。一番初めにつけています「令和3年度の点検・評価」につきましても、先ほどの通常総会の資料の中の事業報告と重複する部分が多々ありますので、また、この様式で点検・評価するのは3年度で終わりになっています。時間の都合上、説明を割愛させていただきますので、各自、ご覧ください。二つ目につけています「令和4年度最適化活動の目標の設定等」というに2枚つづりの資料をご覧ください。これまでと比べてコンパクトになっていますが、内容の方が、なかなか大変なことになっています。令和4年度からの最適化活動の目標設定については、これまでと大きく変わっていますが、3年目の説明を省いてしまいましたけれども、これまでは事務局が、前年の実績を基に目標設定して、年度末に、実績データを入力して、それを結果として報告していました。しかし、この4年度からは、一人一人が、目標を設定して、その目標に対する実績を点検・評価して、最終的に公表するというふうに変えています。これから皆様に、非常に重要な説明をいたしますので、よくお聞きください。まず、この4年度の最低活動目標の設定について、資料に基づいて一通り説明をいたします。1枚目のローマ数字1「農

業委員会の状況」、また数字1「農業委員会の現在の体制」、2「農家・農地等の概要」につきましてはご覧の通りです。直近のデータとなっています。2020年農林業センサスの数値等を元に記載しているものです。

1枚めくっていただいて、ローマ数字2「最適化活動の目標」の、1「最適化活動の成果目標」、(1)農地の集積、①現状及び課題ですが、管内の耕地面積2,670ヘクタールに対して、これまでの集積面積が799ヘクタール、集積率にして29.9%となっています。下の欄に、②目標として、令和5年度末に、集積率40%を達成するという目標で、今年度の新規集積目標としては、100ヘクタールとしています。この毎年100ヘクタールを集積するという目標は、本市農業委員会が別に定めています「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」この中の集積目標と合わせています。目標が達成された場合は、耕地面積2,670ヘクタールに対して、集積面積が899ヘクタールとなり、今年度末の集積率が33.7%になるという表になっています。今年度1年で担い手に100ヘクタール集積するということ、また後で出て参りますので、覚えておいてください。次に、

(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題ですが、まず現状は、1号遊休農地が21ヘクタール、内訳として、緑区分の遊休農地が15ヘクタール、黄区分の遊休農地が6ヘクタールとなっています。次に、緑区分とは、簡単な草刈程度で再生利用が可能な遊休農地のことで、黄区分とは、草刈等で再生はできないが、基盤整備等を実施することで再生が可能になる、所々雑木が生えたような遊休農地のことです。21ヘクタールの内、便宜上、概算で7割を緑区分、3割を黄区分に割り振っています。下の欄、②目標ですが、「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積」15ヘクタールに対して、今年度の「遊休農地の解消目標面積」が、3ヘクタールとなります。※印のところに書いていますが、5分の1の面積を目標とするということになっています。bの「黄区分の遊休農地の解消」につきましては、現時点、国から工程表策定の仕方が、まだ示されていませんので、未定としています。「新規発生遊休農地の解消」については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の面積が約1ヘクタールでしたので、1ヘクタールを、解消目標面積とします。緑区分農地を3ヘクタール、新規発生した農地を1ヘクタール解消するという目標も後で出て参りますので、覚えておいてください。次のページですが、(3)新規参入の促進、①現状及び課題についてはご覧の通りです。次に②目標ですが、権利移動面積を平成28年から30年にかけて、数字を入れまして、さらに平均を入れています。権利移動面積とは、農地法3条及び利用集積計画により、権利の移動があった合計面積のことです。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標が、平均の1割以上設定するという事になっていますので、19ヘクタールとしています。実際に貸付けた面積ではなくて、新規参入者に貸付けてもいいという同意を得た面積が19ヘクタールということになりますが、この19ヘクタールも後で出て参ります。2「最適化活動の活動目標」、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標については委員1人当たりの活動日数は月10日といたします。月10日、最適化活動を実施すること。これも後で出て参ります。最適化活動を行う委員は、農業委員は中立委員を除く15名と推進委員29

名となります。(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、利用意向調査を実施する期間の10月、11月を取組時期に設定したいと思います。(3) 新規参入相談会への参加目標についてです。現時点では、相談会の開催日程が未定ですので、開催状況がわかれば、参加する方向で調整したいと考えています。以上が、農業委員会が今年度から新たに目標設定しなければならない各項目の内容となっています。それで今年度から、なぜこうした目標を設定して、目標を達成するために、委員がこれから何をしなければならないのかということについてなんですけれども、続けてつけております資料をご覧ください。農業・農村が直面する課題と農業委員会の役割の見直し①という資料があります。この資料は農業会議所が作成した資料で、非常にわかりやすく解説されていますのでご用意いたしました。それと、本日、机の上にお配りしていますオレンジ色の2022年度版活動記録簿と、両方を行ったり来たりしながら、皆さんで見たいと思いますので、よろしくお願ひします。まず、ホッチキス留めの資料の方ですが、四角囲みの上から農業、とですね四角の上から課題となっていますが、耕作されない農地の増加、不在地主の増加により、地域農業の維持が困難でますます深刻化している状況というのは皆さんご認識の通りだと思います。そこで、そういった状況の中で、もう一つ下の囲みのところですが、農業委員会の新たな役割として、平成28年に推進委員制度が導入され、農地利用最適化業務が必須業務となりました。また、機構法が改正され、「人・農地プラン」の策定の取り組みなどが追加されたが、結果として農地の集積・集約が進まない、遊休農地の解消が進まない、新規参入が促進されていないのが現状です。そこで一番下の四角で、さらなる見直しが今後行われようとしているということで、①民法や不動産登記法が改正され、相続登記や住所変更登記が義務化されていきます。これまでの所有者不明農地は権利移動ができなかったのが、制度改革で改善されようとしている流れになっています。また、相続財産国庫帰属法というものが創設されて、条件さえ整えば、土地の所有権を放棄できるようになるというようなルールが今後順次施行されていくということになります。②人・農地などの関連施策の見直しとしては、「人・農地プラン」が今後法定化されるということで、これに伴い農業委員会に新たな役割が課せられることとなります。この「人・農地プラン」については、また別の機会にご説明いたします。③カラーで記載している部分が本日説明するところです。今年2月に農林水産省が「農地利用最適化活動のガイドライン」として、「農業委員会による最適化活動の推進等について」という、通知を発出しました。内容を要約しますと、「推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地を定期的な見回りなど多岐にわたることを示した上で、その確実な実行、またその透明性を確保する必要があることから、最適化活動の目標を設定し（先ほど目標を設定したものです）、活動の実施状況及び目標達成状況について、点検・評価して、その結果を公表すること」このような通知の内容になっています。この通知に基づいて、委員の皆様にしていただくことがあります。一言で言えば、まず活動記録簿、このオレンジ色の活動記録簿を確実につけていただくということになります。活動記録自

体は、これまでもつけていただきました。今年度から内容が大きく変わっています。オレンジ色の活動記録簿の13ページをご覧ください。これは新しい記録の様式で72ページまであります。全部で120日分になります。目標設定の中で、委員1人が毎月10日は、最適化活動を行うとしました。1年で120日になりますので、全て埋めてもらうことになります。新しい様式の活動記録の記入の仕方について、今から説明いたします。元の資料に戻って、1枚めくってください。「最適な活動の定義と日数把握について」という題があると思います。17ページになっていますけれども、大事なところだけ、まとめましたのでページが飛んでいることをご了承ください。先ほどの計画の中で、委員さん1人当たりの最適化活動は月10日と申し上げました。10日もするのかわかれるかもしれませんが、このページの一番下をご覧ください。「畦道を歩いていたら、Bさんに会い、来年から自分の田を貸したいと頼まれた」とあります。左の②活動日数の把握で、活動時間にかかわらず最適化活動を行った場合は、活動日とするということです。これだけ話しただけでも活動1日となります。「どこかのお店でばったり会った方に、農地の相談を受けて5分話した」。これも1日、最適化活動を行ったということになります。皆さんの活動日数1日の捉え方はおわかりいただけだと思います。これを月10回積み上げて、10日と計算するわけです。次のページをご覧ください。26ページに飛んでいます。ここでは、なぜこれまでと記入の仕方を変えなければならないのか、その理由を記載しています。一人一人の活動記録による「見える化」の徹底ということです。裏を返せば、見えていない活動があることで、農業委員とか推進委員が活動しているのかわからない、また活動していないのではないか、このままではそのような疑念を抱かれる恐れがあります。委員の農地の見守り、農家への声かけ、相談対応など、これまで見えづかった日常的な活動を記録に残し、対外的に示すことが必要であるということで、記録の徹底ということに至ったようです。次のページ、27ページをお開きください。27ページから31ページにかけて、記録簿の記入例、記入の仕方を書いていますが、ここからはオレンジ色の活動記録簿をご覧ください。活動記録簿11ページをご覧ください。上下に記入例が載っています(1)から(14)までの日時、場所、項目、会議名、活動の相手、意向の概要とかに分かれていますと思いますが、ほとんど選択式になっていますので、記入できると思います。活動記録簿の3ページから4ページに一応記載の仕方が載っています。この中で一番わかりづらいと思うのが、(3)のところ項目となって大・中・小となっているところがあると思いますが、この3の①のイとは何のことかと言うと、(12)の詳細で書いた内容が□の3項目のどの記号に当てはまるか9ページをご覧ください。活動内容を体系化したものが表にされています。大項目1から6、中項目①から⑤、小項目カタカナのアからオに分類されていますので、この組み合わせで選択していただくことになります。11ページの記載例の上から一緒に見えますと、自分の圃場に向かう途中、●●地区○○付近の圃場に異常がないことを確認したとなっています。これを、9ページと一緒に見えますと、農地の確認ですので、3遊休農地の発生防止と解消のところになり、①は現地確認、イは利用状況調

査以外の現地確認ということになると思います。ちなみに、カタカナのアの利用状況調査というのは、7月、8月にやっていただく農地パトロールのことですが、通常の業務の現地確認ということになりますと、利用状況調査以外の現地確認ということで、3の①のイということになります。下側をご覧ください。ナンバー2の方です。基盤法で貸していた水田50アールを、耕作者が高齢を理由に途中解約することとなった。息子、娘は遠方にて、後継者は全くいない状況です。借りてくれるのであれば誰でも良いので、次の耕作者を探すことを引き受けたということで、項目のところを見ますと、2の①となっていますが、9ページを見ますと、貸借の関係の話ですので、2の担い手への農地の集積・集約化で①出し手・受け手の意向把握ということになります。他の項目を見ても日時とか場所とか、活動の相手、属性が出し手、貸したいという方なので出し手です。意向把握のところを見ると、「売りたい・貸したい」ということです。面積が50アールで、農地バンクを利用してもいいというところに丸がついています。次、12ページに、こちらも2つ記入例があるので、一緒に見てみましょう。12ページの上側の記入例ですが、サラリーマンの息子が来年定年になるので、新たに50アールほどの畑を探していると言っていた。できれば●●地区で借りたいようだ。これも、(3)のところ、項目は2の①となっていますが、9ページを見ますと、これも貸借の話ですので、2担い手への農地の集積集約化で、出し手・受け手の意向把握ですので①ということになっています。活動の後に名前があり、この属性が、受け手になります。借りたいということで、意向・概要のところは借りたいで、面積を50アールで、農地バンクでも構わないといったような丸がついています。もう一つ下の方も一緒に見てみたいと思います。●●小学校の児童を対象に、遊休農地を活用したジャガイモの植付け体験会を開催し、10アールの遊休農地を解消したとなっています。(3)のところ、3の④のエとなっていますが、これを9ページに当てはめると、遊休農地の関係ですので、3遊休農地の発生防止・解消、④と言いますと、遊休農地の解消活動、カタカナのエということになりますと、委員みずからが解消作業ですか、これはあまりすることないと思いますけれど、例えばこの3の④で言いますと、3の④のウは、農地バンクの情報提供、遊休農地を誰かに貸したいという相談を受けましたら、農地バンクへ情報提供したら、3の④のウをつけてください。それと、近所から田んぼの雑草の相談があった時には、3の④のアです。所有者への営農再開の意向確認はあるかもしれません。こんな感じで、特に3の項目のところの付け方はよろしいでしょうか。活動記録簿の10ページにも、大まかな分け方を記載していますので、参考にしてください。ちなみに、総会の出席はどうなるかと言いますと、9ページの項目一覧を見てください。9ページの、1法令による農業委員会の権限事項、①に総会、研修会等への出席、②に事前相談、現地確認等とあります。現地確認は転用の現地確認のこととさせていただいたらいのですが、この1の活動は、表を見ますと最適な活動の枠が切れていますので、これは最適化活動には該当しませんので、この記録の欄には、記入しないでください。88ページに、総会用の欄がありますので、総会に出席した時はそちらの欄に記入してください。



い。総会出席と現地確認は、最適化活動に該当しません。ホッチキス留めの資料にもう一度戻ってください。ページ番号は正常になっていますので、32ページをお開きください。活動記録簿の記帳を徹底するためにということで、日々つけるための「まみむめも」というのがありますので、参考にしてください。「ま」毎日書く、「み」見たこと聞いたこと全て書く、「む」難しく考えずにとにかく書く、「め」面倒くさいと感じる前に書く、「も」問題点は事務局と共有するとなっています。このページのいちばん最後の欄、緑の枠の中をご覧ください。令和5年度以降の活動記録は、タブレットやスマホによる入力を想定しているということです。今、国がそのフォーマットを開発中と聞いています。先ほども申しましたけれども、丸亀市では30台しか購入できませんので、30台を推進委員に渡しっぱなしになると思います。農業委員については、スマホのアプリケーションが開発されて、そこで入力ができるようなシステムを開発していると国から聞いています。紙ベースでの入力も残ると思いますが、そういう入力をしたい方は対応できるということです。続いて、33ページ、34ページは、この最適化活動の記帳の徹底化ということで、他の農業委員会のこういう努力をしているという例が載っていますので、時間がある時にご覧になってください。再び、オレンジ色の活動記録に戻っていただいて、106ページ、107ページをお開きください。このページは年間の集計表みたいになっていますが、まず表の上の部分に担当地域と、委員、推進委員の別、氏名を書く欄がありますので、また記入しておいてください。1の(1)最適化活動の実施状況という表は、13ページから72ページ12か月合計120日間の活動記録簿の集計表になります。月ごとに、それぞれの項目に従って、取りまとめをしていただきます。回数の合計を書く欄があります。(2)成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果です。①成果目標の達成状況ですが、目標値が地区によって異なりますので、事務局でもうすでに決めています。表の左から農地面積ですが、目標設定で説明しました2,670ヘクタールの耕地面積を各地区の農地面積で按分して記入しています。新規集積面積については、今年度100ヘクタール新規に集積することを目標としていると申しあげましたけれども、これも地区の農地面積に応じて、按分して記載をしています。集積面積は、令和4年度末で899ヘクタールという目標でしたので、それを委員、地区ごとに案分して、委員全員の集計合計が33.7%、約34%になるように記載しています。ちなみに、地区ごとに担い手の有無や能力などを反映させて記入することはとてもできませんので、申し訳ないのですが、すべて農地面積に応じて案分していることをご了承ください。次に、右に向かって、遊休農地の解消面積ですが、今年度、3ヘクタール解消することになっています。単純に3ヘクタールを44人で割って、1人当たり0.07ヘクタールとしています。遊休農地の分布も全く考慮していません。前年度新規発生分の解消面積につきましては、その地区に前年度発生した新規遊休農地がある地区の委員さんだけに、面積割りをして記載しています。最後に、新規参入、所有者から同意を得た面積は目標設定で19ヘクタールと申しあげましたが、これも単純に44人で割って、1人当たりで0.4ヘクタールとしています。この表の実績ですが、これを年度末に最後の実績として、数値を

記入するのですが、これは事務局の方で記入しますので、皆さんここの欄は記入しなくて結構ですので、そのまま開けておいてください。ただ、②自己の点検・評価とありますが、こちらは1年間活動して、目標に対して、どうだったかという、自分の自己評価を記入していただくこととなります。2農業委員会による点検・評価ということで、この活動がどうであったかということを経済に諮って、点検・評価します。県を通して国に結果を提出して、それを公表するという流れになっています。国から書き方について幾つかのQ&Aが示されていますので紹介いたします。負傷・疾病などで、月10日間の最適化活動ができなくなる場合はどうなるのかということですが、診断書を事務局に提出してくださいということになります。活動ができないことがわかる書面を事務局に提出していただいて、その期間はどうしてもできないというのを報告していただくこととなります。正当な理由がないのに、委員1人当たり月10日以上最適化活動ができない場合、最悪、国から交付金がもらえなくなるという状況になります。達成状況に応じて、交付金の金額が決定するというので、交付金のために活動するのではないのですけれども、月10日間の最適化活動というのは、記入をお願いしたいと思います。それで、午前中に、農地の貸借の相談を受けて相談者と話をした。午後に、田に行く途中に農地の見回りをした。1日2種類の最適化活動をした場合、2日間とカウントできるのかということですが、これはできません。1日の中の活動ですので、記録簿には両方書いてもいいのですけれども、活動日数としては1日とカウントします。もう一つ、最適化活動の中の農地の見守りについて、活動記録簿9ページの活動項目の中で、3の①のイというものがありました。遊休農地の解消のところ、利用状況調査以外の現地確認というのがありますが、これって自分の田に行く時に、周りの田がどうなっているのかいうのを確認する、これだけの作業でいいのです。自分の田に行くのにも、毎日ルートを変える。ほぼすべてが、3の①のイになっても構わないのかという質問がありました。国の答えは、できるだけ農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規就農の促進活動を行ってくださいという回答でしたので、いいともう悪いとも言われませんでした。活動記録120日をこなすためには、3の①のイを多用しても構わないかなと思います。できるだけ集積・集約化、遊休農地の解消も頑張ってくださいというお話でした。委員に一番にさせていただくことですが、このルールは今年度の4月1日から始まっています。記録簿をお渡しするのが遅れて申し訳ないのですが、4月の10日分を何か思い出していただいて、10日間分を記入してください。3の①のイを多用してかまいませんので、お願いします。5月も3分の2が終わりましたので、この後は貯めていかないように、日記のように書いていただけたらと思います。これから毎月、記入してください。月に10日間であれば、活動記録簿が120日しかないわけで、月15日書いてしまうと他の月に書けなくなってしまうので、月に10日記入するように統一したいと思います。それを超える場合は、後ろに日記みたいな計画表が載っていますので、そちらに書いていただいて、活動記録簿には月10日分書くということで統一いたします。1時間1,000円の付加報酬が付く活動記録簿についてです。これとの関係に

つきまして何度も説明しているのですが、わかると思いますが、1時間1,000円の付加報酬の部分につきましては、農地パトロール調査、農地利用意向調査、他に農地の集積の相談を受けて、実際、農地機構を通して貸借がされたとか、基盤法による利用権の設定がされたというふうに、成果がはっきり出た場合については、1時間1,000円の活動記録簿を出していただけたらと思います。また遊休農地の雑草の相談を受けて、所有者に伝えて草刈が完了した場合などに提出いただいて、なおかつ、記録簿にも、その活動内容を記入してください。あと、最初に説明した目標設定につきましては、これ事務局としても初めてなので、県に提出する前に農業会議のチェックを受けないといけないのですが、チェックを受けるときに、微調整はいるかもしれませんが、その調整につきましては事務局にお任せいただけたらと思います。

●農業委員（大口年昭君） 従来の活動記録簿は記入しなくていいのですか。

●事務局次長（大西良明君） 4月から始まっていますので、緑の活動記録簿は書く必要がありません。

●農業委員（大口年昭君） 一枚ものの活動記録簿は、

●事務局次長（大西良明君） 1時間1,000円の付加報酬ですね。今、説明したのですが、成果が出た分については、活動記録簿に記入すると合わせてお出しください。成果が出ないと駄目です。成果が出ずに、動いただけの場合は活動記録簿に記入してください。通知のところでも趣旨を説明しましたが、農業委員会の活動が見えないので、「見える化」をしましょうということです。数値に結びつかない活動がたくさんあるのに、それを農業委員会が最適化活動をしてないから、集積率が上がらないんだというような誤解を生んでいるということです。日常活動まで全部、報告してこんな活動していますというのを挙げましょうという趣旨であります。なので、今までと何か変わったことをしてくれとお願いしているわけではありません。これまでしてきたことを記録につけましょうということです。

●会長（松岡繁君） 大西次長に聞いても困ると思いますので、農業会議の近藤事務局長に来て話してもらおうと思います。新規集積目標について、説明してください。

●事務局次長（大西良明君） 新規就農者に集積してもいいと同意を取るという目標がどういうことか農業会議の担当職員に聞いても、よくわからないという返事です。これにつきましては、先ほど申しましたように実績を記入しなくても構いませんということです。実績がどういう部分を集計して、この実績に記入したらいいのかというのは事務局の方で確認して対応したいと思いますので、この欄につきましては不明で申し訳ありません。

●会長（松岡繁君） 時間も経ってきましたので、時期を見て、農業会議の事務局長に説明してもらおうと思います。

次に、議題2「令和5年度農地等利用最適化の推進に関する意見」について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、事前にお送りしています「令和5年度農地等の利用の最適化推進に関する改善意見」について説明いたします。ホッチキス留め3枚つづりの資料をお手元にご用意ください。毎年この時期に、皆様に提出をお願いしています。この改善意見につきましては、農業委員会に関する法律第38条で、農業委員会は農地利用の最適化推進業務を効率的かつ効果的に進めるために、関係行政機関に対し、施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないとなっています。今年度も県と市に対して、要望して参りたいと思います。もう初めてではないので、具体的な説明は省きますけれども、一枚めくっていただいて、2枚目に記入用紙をつけています。両面書けるようになっています。3枚目に、農業会議が作成した改善意見の提出のための整理の仕方というものがありますので、参考にさせていただけたらと思います。1枚目に戻っていただいて、表紙のところの「下記2 提出期限」ですが、6月20日月曜日までということで、「下記3 提出先・提出方法」が、6月の総会、連絡会の時に、提出してください。期日までに、本庁事務局、綾歌・飯山各センターに提出していただいても結構です。「下記4 その他」です。(1)おひとり最低1件は、記載してください。(2)選考として、本日の送付資料に、県に提出した改善意見の回答がついています。また、4月の総会で、市に提出した改善意見の回答を報告いたしましたので、それも併せて参考にしてください。(3)いただいた意見は、事務局で整理・集約し、役員会に諮り決定いたします。農業会議に提出した後、7月の総会で報告いたします。今年もスケジュールの都合上、総会で議案として挙げるのが難しいので、このような形をとりたいと思います。ご了承ください。農業会議では、各市町から提出された意見を7月の常設審議委員会で検討し、8月下旬に県知事に提出する予定になっています。市に対する意見につきましても、9月か10月の総会で審議して、市長に提出する予定です。どうぞよろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、次の総会までに改善意見を提出してください。

それでは、議題3その他は何かありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は4月27日水曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分は5月6日金曜日、葛原委員で、綾歌市民総合センター開催分は5月10日火曜日、松岡正雄委員で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、相談はありませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は5月27

日金曜日、登倉委員、市役所本庁開催分は6月6日月曜日、大口委員、綾歌市民総合センター開催分は6月10日金曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお待ちの上、ご出席よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。事務局、その他、ありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 昨年、委員から提出いただいて、県農業会議を通して県に送っていた「令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見」について回答がありました。4年度の予算内容、補助内容、農地機構を利用した貸し手と借り手のマッチングなど、県として考えられている遊休農地への対策を記載しています。ご一読ください。以上です。

●会長（松岡繁君） それでは農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題として、

議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第33号「農地利用配分計画（案）の意見聴取について」、

議案第34号「許可後の事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第12号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は、5件です。

1番、三条町・・・面積168.94㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人

へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、土器町西一丁目・・・面積925.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町富熊・・・合計面積1,435.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

4番、飯山町東小川・・・面積1,057.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになります。

5番、飯山町東坂元・・・合計面積1,133.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業について従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決いたします。議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から5番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、本案件については原案通り許可することに決定いたしました。

次に、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 3ページをお開きください。議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は、1件です。

1番、飯山町上法軍寺・・・面積69.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成2年ごろ、隣接する土地に住宅を建築した際に、合わせて事業用地として造成し、現在まで宅地と一体利用してきました。今回、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 4ページをお開きください。議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。

1番、金倉町・・・合計面積498.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、川西町北・・・面積814.00㎡【議案読み上げ】

この案件を、所有権移転売買を行い、倉庫の建築及び駐車場、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用

できるものと考えます。

3番、飯野町西分・・・合計面積2,630.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5ページをお開きください。

4番、土器町東四丁目・・・合計面積562.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、店舗兼住宅の建築整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番、土器町東四丁目・・・合計面積440.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から5番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、本案件につきましては、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて6ページをお開きください。議案第32号「農用地利用集積計画の決定について」です。6ページから61ページにかけて記載しています。

申請件数は、合わせて97件、筆数301筆、面積247,115.59㎡です。詳細は、表の通りです。農業経営



基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第32号「農用地利用集積計画の決定」97件の各案件につきましては、原案通り処理していくことといたします。

次に、議案第33号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは62ページをお開きください。議案第33号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。詳細は62ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題はないものと考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第33号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議のない旨回答いたします。

続いて、議案第34号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 63ページをお開きください。議案第34号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、川西町南・・・合計面積3,134.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年9月21日、分譲住宅10棟の建築整備を図る計画で、農地法5条許可を受けていましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、飯野町東二・・・合計面積1,507.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年5月2日、分譲住宅6棟の建築整備を図る計画で、農地法5条許可を受けていましたが、諸般の事情により、施設計画及び工期を2年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

64ページをお開きください。

3番、飯山町真時・・・合計面積4,237.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年5月26日、分譲住宅14棟の建築整備を図る計画で、農地法5条許可を受けてい

ましたが、諸般の事情により、2年工期を延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。ちなみに、変更後の施設概要が貸住宅となっていますが、分譲住宅の間違いですので失礼しました。以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第34号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から3番の各案件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

それでは報告事項に入ります。報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第12号「許可申請の取下願について」は一括して事務局から報告をいたします。

はい。

●事務局次長（大西良明君） それで65ページをお開きください。報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は2件です。

1番、綾歌町岡田上・・・合計面積8,389.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年12月25日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がありましたので、農地機構を紹介いたしました。

66ページにかけてになります。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積8,088㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年10月6日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、67ページをお開きください。

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は3件です。

1番、原田町・・・面積796.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、土器町東五丁目・・・面積1,107.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

68ページをお開きください。

3番、綾歌町富熊・・・面積1,263㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、転用目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

続いて69ページをお開きください。

報告第12号「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町富熊・・・合計面積1,795.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分譲住宅5棟の建築整備を行う計画で、令和3年12月の第73号議案で、農地法5条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の中止により、許可申請の取下願があったものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で5月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。最後に事務局から事務連絡を行います。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせします。6月20日月曜日、午前9時30分から、本館2階201会議室、この会場で開催いたします。次に現地調査についてお知らせします。農地転用等の締め切り日が6月3日金曜日になりますので、6月7日火曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日月曜日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。以上です。なお、今月24日に、本島・広島での農地パトロールをお願いしている方については、時間に遅れないように丸亀港に集合をお願いいたします。連絡は以上です。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

（午前11時20分終了）